

インターネット政策懇談会（第6回）

1 日時 平成20年7月31日（木）14:00～16:00

2 場所 中央合同庁舎第2号館 総務省第1特別会議室

3 出席者

（1）構成員（五十音順、敬称略）

会津 泉、依田 高典、太田 清久、酒井 善則、菅谷 実、高橋 伸子、辻 正次、舟田 正之、松村 敏弘、森川 博之

（2）オブザーバ

ACCESS、イー・アクセス、I I J、インテック・ネットコア、インデックス、インフォシティ、Google、ケイ・オプティコム、KDDI、Jストリーム、CIAJ、ソフトバンクテレコム、JAIPA、日本経団連、CATV連盟、テレコムサービス協会、NTT、ヤフー

（3）総務省

桜井 総合通信基盤局長、武内 電気通信事業部長、安藤 総務課長、淵江 事業政策課長、古市 料金サービス課長、長塩 データ通信課長、田原 電気通信技術システム課長、柳島 データ通信課企画官、山路 事業政策課課長補佐、高村 同課長補佐、小林 データ通信課課長補佐、武馬 同課長補佐

4 議事内容

（1）懇談会オブザーバからのプレゼンテーション⑤

- 1) 日本電信電話株式会社
- 2) グーグル株式会社
- 3) ヤフー株式会社
- 4) 株式会社Jストリーム
- 5) 社団法人日本経済団体連合会

（2）自由討議

（3）その他

5 議事要旨

○ 日本電信電話株式会社 花澤オブザーバより、資料6-2について説明。

- ・ NGNは「オープン」なインターフェースを備えたキャリアのマネージドIPネットワークである。この「オープン」とは、電話網のオープン化といった意味と同じ意味である。位置づけとしては、インターネットとNGNはお互いに競争・補完し多様なサービスを提供するものとしている。
- ・ ICTによる産業活性化、国際競争力強化という観点からは、ネットワークを活用したアプリケーションの活性化が不可欠と考える。このような位置づけの中、インターネットとNGNは競争関係にありながらも、インターネットの手軽さ、グローバル性、NGNの帯域・セキュリティ保証といった両者の特性が補完しあいながら、アプリケーションの活性化をサポートできると考えている。
- ・ オープンなSNIの上で多様な事業者がSaaSのプラットフォームやサービスを展開してもらいたい。データセンターやプラットフォームといったアプリケーションのレイヤーも、垂直統合でSaaS事業者がアプリケーションサービス等を提供するというのではなく、プラットフォーム化、部品化が進んでいくだろう。
- ・ IPv4アドレス枯渇対応策としてIPv6への移行が実施されても、インターネットとNGNの競争・補完関係は維持されるべきと考えている。IPv6移行に関しては様々なプレイヤーが一致団結して取り組まなければならない、NTTもその一人として、関連事業者との協議を重ね、積極的な取り組みをしていく。現在、ISP業界団体と協議を進めているが、苦戦している点もある。現在の一番の難題はマルチプレフィックス問題であるが、IPv4アドレス枯渇に向けて対応をしていかなければならない。

○ グーグル株式会社 藤田オブザーバより、資料6-3について説明。

- ・ 帯域制限を人為的に行うよりは、技術的手段で現状維持ないしは流通促進を図れないか。関係業界で帯域制限や価格上昇を一緒になってやることは、独禁法上問題があると思う。また、コンテンツ流通に制限が生じることで善良な CGM (Consumer Generated Media) が萎縮するのではないかと懸念している。
 - ・ サーバ設置と著作権の問題では、現在、著作権の問題から我々のサーバを日本に設置することが困難。サーバ設置が可能になればトラヒックの混雑緩和になると我々は考えている。
 - ・ 現在 YouTube は世界中で、一分間あたり 10 時間分 (のデータ) がアップロードされており、日米共に P2P 等を含めた全体と比べて多いとは言えず、他事業者サービスと比べても同様である。また米国の場合だが、データセンター間の費用は我々が負担している。
 - ・ 「Unity」とは、グーグルが共同プロジェクトで日米間海底ケーブルを敷設し、毎秒 7.68Tbit の帯域幅を供給するもの。2010 年に稼働開始予定。これの主な用途は、トラヒックが増えている YouTube と Google Earth で、弊社はいわゆる「ただ乗り論」というご批判を受けるが、このように実際には負担をしている。
 - ・ インターネットの中立性に関しては、特定のレイヤー、特定の事業者が、他のレイヤー、他の事業に支障をきたすことを回避するための、規制、政策は必要だろうと考えている。ただし、イノベーションがもう難しく、高い成長性が望めない場合、またはコモディティ化したレイヤーや産業に関しては、市場原理にすべて任せ、国が保護すべきではないと考える。この際の事業の統合等の過程において、価格カルテル、談合等によって帯域制限することも良くない。帯域制限を行うことで国際競争力が低下し、業界が冷え込んでしまわないかという懸念を持っている。解決方法として、関係業界全体で回線設備等の共同運営の可能性を考慮してもらいたい。
 - ・ フィルタリングについて、弊社初め業界全体で今回の法案を全面的に歓迎しているわけではない。国家による規制・検閲は言論の自由に反する。ユーザ自身の学習、業界による教育、各企業・業界の自主規制で解決すべきもの。
- ヤフー株式会社 別所オブザーバより、資料 6-4 について説明。
- ・ インターネットという通信手段をどのように有効に利用して国内産業を発展させ、国民に恩恵をこうむらせるかということを考えるのがインターネット政策であると考えている。
 - ・ コンピュータ同士が繋がって情報が集められる状態になっていることをいかに有効に活用するかが重要である。物理的に線を太くすることも重要だが、そうしたものをいかに有効に活用できるかが既に主題になっていると考えている。
 - ・ 国内で様々なデータや情報が蓄積できるような仕組みが必要であると考えている。蓄積するメリットは、一点目は ISP の事業環境の改善。支払の無い海外からのトラヒックが減少することに繋がり、コスト負担の公平性の観点からも望ましい。二点目は、情報処理能力を含めた国際競争力向上。著作権法の問題を解決し、情報を国内に蓄積することで「分類」や「分析」を可能とし、イノベーションを促すことで外国事業者に依存する必要を無くし、国際競争に参入できるようにするべき。国外に情報を蓄積することは、海外サイトの広告やコンテンツへの支払等見えない輸入を行っているに等しく、GDP にはマイナスである。三点目は、ナショナルセキュリティの問題への対処。四点目は、制度設計に不可欠な流量の把握を可能となる点。五点目は、適切な納税を担保出来る点。
 - ・ 地域 IX の利用が必要。インターネットの東京一極集中を緩和するためにも、税制面での優遇等政策的に何らかの形で誘導していくことが不可欠ではないか。
 - ・ ISP の在り方についても検討が必要。弊社含め、上位レイヤーのプレイヤーも通信費に関して適正な負担をしている。また、価格設定のあり方は自由競争に任せるべきと言われる中、事実上価格が硬直的で自由が利かないのであれば、産業構造全体の見直しが必要だろうが、現在はまだその段階に無い。個々の事業者が模索すべき段階。今後も増加し続ける流量にどうやって対応していくのかを踏まえた上で ISP の在り方を検討していくことが必要。
 - ・ 帯域制限に関しては、イノベーションを阻害する恐れがあり、今後一般の利用者の利用する帯域が増えていくであろうことを前提とすると、一時逃れにしかならない可能性が大きいし、一部のヘビーユーザの利用を抑制すれば済むという状態では無くなる。これらの点を考慮しつつ、そもそも事業者が自由に料金を設定できないところに問題があるというスタンスで議論を進めていただきたい。

- 株式会社Jストリーム 白石オブザーバより、資料6-5について説明。
 - ・ 動画配信量は増加の一途であるが、その増加スピードは急激ではない。ただし、大きなPC画面の高精度な映像のニーズが高まるに従い、急激に増える可能性がある。また、我々としては、PCと携帯電話の利用者層があまり変わらないのではないか、という点を特に意識している。今後、携帯電話も動画が中心に流れていくのではないかと。
 - ・ 現在、様々な競争関係の中でトラヒックの無料化（固定化）が進んでいて、現在の静止画ベースの世界においてはビジネスとしての採算が取れる範囲に収まっているのだろうが、動画の割合が今後増えていくに従い、その構造が変化していくことが考えられる。それへの対応策としては何らかの形でトラヒック容量での料金を復活させる、もしくは大量なトラヒックにも耐え得る仕組みを作ることが必要。後者について、P2Pは一つの解であると思うが、トラヒックを大幅削減できる分得られる対価が少なく、ビジネスになり難いという判断をしている事業者も出てきている。以上の点はPCのネットワークで顕著に現れているが、今後モバイルでもおきると考えられる。
 - ・ 私個人の意見としては、インターネットをベースにして通信プロトコルがある程度統一化されることで、端末の発展が非常に進んでいる。プラグアンドプレイの思想で、ドライバの違いこそあれ、基本的には差し込めば動くという状況になっている。このためにはプロトコルがある程度一定化することが非常に重要であり、その点については変わらないで欲しいと思っている。

- 社団法人日本経済団体連合会 上田オブザーバより、資料6-6について説明。
 - ・ インターネットの自由・安全な利活用を支えるガバナンスやセキュリティの問題は、産業界にとって取り組むべき課題であると認識している。その一方で、途上国から、現行のインターネット管理体制についての不満が表明されている。こういった負の課題を解決していくプロセスとして各国だけの取り組みには限界があるため、色々な国際協調による取り組みに参加していくことが必要であると考えている。
 - ・ 重要インターネット資源について（IPアドレス・ドメインネーム等の管理・運営、IPアドレスの枯渇問題）は、基本的には安定的なインターネットの運用が重要であるという認識の下、現状は有効に機能しているという点を鑑みて、ICANNの透明性の確保・向上は不可欠であるものの、現行体制を維持すべきであるとする。また、途上国がユーザを拡大する上でIPv6は必須であるから、先進国においても率先してデュアル化を進めることで、途上国ユーザを包含できるような体制を取っていくことが必要。
 - ・ アクセスについては途上国にとっては最大の問題であり、先進国がIXの作り方等ノウハウを提供する一方で、外国からの投資を含めた民間投資が広く進むような環境を途上国でも整備すべきではないかと考える。
 - ・ セキュリティについては、国際協調を通じ、取り組みを強化する以外に方法は無いのではないかと。経団連としては、インターネットリテラシーの底上げ、セキュリティ文化の醸成といった課題に国際的に取り組んでいる。
 - ・ 開放性については、基本的にインターネットにおける表現・言論の自由はインターネット社会に不可欠な要素と考えており、最大限尊重されるべきだと考えている。一方で、違法・有害コンテンツについては、民間部門が主体となった色々な自主規制を組み合わせることで対応していくことが有益ではないかと。
 - ・ 多様性については、言語の違いによるデジタル・ディバイド解消に向けて、多言語化を図ることが議論されている。

【自由討議】

- ・ 料金決定に関しては市場メカニズムで解決できるかもしれないが、ユーザ負担という観点では、インターネット全体のトラヒックが増えていく中で、かつての従量制を持つてくるのか。一方で現在の定額制を維持すると輻輳という問題が出てくる。QoSが高いものは従量制も可能だが、QoSに応じて料金を分けていないところもある。そうするとユーザはどんどん動画を見るようになるが、定額制を維持しつつ、品質によって基本料金を分けるということではできないのか。もう一点、トラヒック増大に対する費用負担の問題として、上位レイヤーの事業者においても様々な取り組みがあるようだが、こういった取り組みはネット

- ワークを所有するキャリアから見てネットワーク輻輳に対する応分の負担といえるのか。(構成員)
- ・ 高画質コンテンツの費用負担は、コンテンツ保有者側が負担するというのが現状だ。ユーザから徴収する料金は少ないが、事業としては赤字のままビジネスをしている。著作権の問題はあるが、コンテンツ配信をして料金をとってビジネスをする際にはその部分がネックになって止まっている。その分をある程度ユーザ側に負担させようとする、さらにビジネスとして広がらなくなる。そのジレンマの解決策はまだ見つかっていないというのが現状だ。(オブザーバ)
 - ・ 資料6-3は、帯域制御をすることが悪いのではなく、予め個別に料金体系を決めることは自由にすれば良いということか。(構成員)
 - ・ 前回の懇談会でP2Pで技術的に解決できないかという話が出たが、非常に興味を持っている。帯域制限を安易に行うよりも、技術のことは技術で解決することが望ましい。弊社でも圧縮技術を駆使して、帯域制限を回避している。我々の手でアップロード、ダウンロード量を調整することは出来るが、違法コンテンツ以外に対して行ったことは無い。著作権法違反对策もビデオIDシステムを開発し、違法コンテンツとマッチングすれば自動的にアップロード出来なくする技術で対応している。技術には技術で対応していくことが我々のミッションだ。個々の企業で対応できないのであれば、業界全体で協力できることはないか考えたい。(オブザーバ)
 - ・ 技術で解決できることが理想である。無断で行ったり、カルテルを組んで行ったりすることは許されないが、技術面・価格面、それぞれの業者がそのような観点で競争して行うのは構わない。(構成員)
 - ・ 資料6-5、14ページにおいて、「トラフィックの無料化(固定化)」との記述があるが、一般ユーザは無料だとは思っていない。これは、どのような意味合いか。(構成員)
 - ・ トラフィック料金が固定であるため、エンドユーザからはトラフィック料金を徴収していないように見えているという意味合いである。(オブザーバ)
 - ・ エンドユーザはこれだけの割合がトラフィック料金であるという風には認識していなくても、一括して払っている中にはトラフィック料金が含まれていると思っているはずだ。(構成員)
 - ・ トラフィック量に応じて可変になっていないということは、「トラフィック料金が含まれている」とは感じていないはずだ。(オブザーバ)
 - ・ 「無料化」という表現は引っかかりを感じる。少なくとも事実としてそう言えるとは思わない。(構成員)
 - ・ 言えると考えている。トラフィック量に応じて可変な料金を徴収しているわけではないので、トラフィック料金を払っているとは思っていないはずだ。(オブザーバ)
 - ・ 去年のネット中立性の懇談会でも言ったが、エンドユーザは契約していれば利用していなくても料金を取られる。個々のトラフィックに対して個別に徴収してはいないだろうが、トータルでは徴収しているとも見ても良いのではないか。(構成員)
 - ・ それは認識の問題である。明確にトラフィック料金を徴収しているという認識はエンドユーザには無いと考える。(オブザーバ)
 - ・ その点については慎重な表現をお願いしたい。次に、資料6-4の17ページ「万一、事業者が自由に価格設定してサービスを提供することが出来ないような事業環境、競争環境であるなら、産業構造全体のあり方を見直す必要があるのではないか」について、ここからは自由に価格設定できない現状があるように受け取れるが、実際の状況はどのようなものか。(構成員)
 - ・ ここで問題提起として言いたかったことは、要約すると、現実には誰も企業活動を拘束していないので、自由に価格設定は可能であるはずにも関わらず、本懇談会において、低価格化と固定料金化が進んでいるマーケットの状況から、それに反するようなビジネスモデルでは顧客流出に繋がる恐れがあるので、何もできないという主張が繰り返されているのではないかと、という点である。(オブザーバ)
 - ・ それならば、自由競争状態が存在しているということではないか。(構成員)
 - ・ 本懇談会のような場で「何も出来ない」というような主張が出てくるといことは、見えないところで行き詰まりがあるのでないか。行き詰まりがあるのであれば、何らかの構造変革の必要があるかもしれない。本当にそこまで行き詰まっているのか分からないが、そのような行き詰まりがないのであれば、原則論に立ち返るべきである。(オブザーバ)
 - ・ 通信料金の価格に関する規制というのは現在ほとんど無いはず。極めて不公正なことをやっていたら指導

が入るが、それ以外は自由に設定できる。業界の競争の中で、値上げしにくいとか、適正価格以下でないとか顧客を維持できないというのは、まさに自由競争が存在しているからこそではないのか。それに耐えられないのであれば、市場から退場すれば良い。それを避けるために業界全体で値上げできるようにするという話が出てくるのは良くないと思う。(構成員)

- ・ 業界全体で値上げしようなどと言った覚えは無い。業界全体が大変なことは間違いないし、全体のインフラ内でトラフィックが増大していることは事実。例えば一人当たり 1.5Mbps 程度のサービスでも、数百万人が利用すればものすごい量のトラフィックになっていく。一部のヘビーユーザが与える影響は全体のトラフィックの中では大した影響は与えていないかもしれないが、それを全員が使うようになれば国内のインフラに大きな影響を与えるだろう。その中で、1 日のトラフィック量が一定量に達したユーザに対して警告を行うとか、交渉をすとか、帯域を絞るとか、何らかの対応をするという例を紹介したまでである。皆で値上げをしましょうというのは談合にあたり、絶対にそのようなことは無いし、そのような発言はしていない。(オブザーバ)
- ・ そもそも通信料に関しては、NTT 東西の接続料に規制が掛かっているから完全に自由にするのは出来ないが、ISP の料金設定にまで規制が掛かっているわけではない。ただ、規制がないからといって、本懇談会において、誰がネットワークのコストを負担すべきかと言う話を何もしなくても良いというわけではない。本懇談会開始時に、総務省はどうすべきかを押し付ける方針ではなく、問題点の把握・整理を行い、国がすべきことを把握するという方向であるという話であった。フィルタリング等の問題に関しては場合によっては国が何処までやるべきかと言う問題もあるだろう。しかし、本懇談会は解決策を決める場ではなく、問題点を議論する場である。

議論していると全員で何とかしようという話になって誤解を与えるのだが、そういうことではないということで議論をしていただきたい。(構成員)
- ・ フィルタリングの問題に関しては、ネット中立性の懇談会においてはフィルタリング、帯域制御のガイドラインが必要であると提起し、業界団体とガイドラインを本年 5 月にまとめた。本懇談会第 1 回会合のプレゼンテーションでも触れたが、電気通信事業法第 4 条通信の秘密、同第 6 条利用の公平性といった問題から、原則論から言うと自由に帯域制御が出来る環境には無い。そういった前提の上で、許される範囲をガイドラインとしてまとめた。(事務局)
- ・ 資料 6-2、6 ページ目に関して、NGN を経由してさらにインターネットを経由するというケースはありうる話なのか。(構成員)
- ・ これは NGN がインターネットへのアクセスサービスを提供していることを示している。(オブザーバ)
- ・ 資料 6-2、7 ページ目に関して、競争環境下を前提として NTT グループも参入し、SNI でオープン化して他社の参入も可能になるという話だが、NGN を経由した帯域やセキュリティの確保が NTT グループのデータセンターを経由しない限り保証できないと思うが、どうか。(構成員)
- ・ そのようなことはない。SNI で保証されているネットワークには他のいかなる参入事業者にも同等に接続していただける。NTT グループだけが特定の SNI を利用するわけではない。(オブザーバ)
- ・ アプリケーションサービスとの間でのセキュリティ等の問題と NGN との間でのセキュリティ等の問題は全く別で、SNI の間でその調整ができるということか。(構成員)
- ・ セキュリティに関しては NGN の中だけの担保について示している。SNI より上位レイヤーのセキュリティはお客様側で確保していただくことになる。(オブザーバ)
- ・ 顧客からすると NGN を経由すると帯域やセキュリティが確保できると思っていても、実際には NTT グループ以外のデータセンターを経由した場合、上位レイヤーでの担保はないということか。(構成員)
- ・ NTT グループかどうかという問題ではなく、SNI から上のセキュリティは NGN が担保するものではないということだ。SNI から上のセキュリティ技術は個別に別途取り組む必要がある。(オブザーバ)
- ・ NGN を経由しても、結局サービス、アプリケーションのところのセキュリティ・認証が不十分な場合は、セキュリティが確保できないということか。(構成員)
- ・ 基本的にはアプリケーションサーバが、インターネットシステムの外からの不正アクセスを遮断していなければ、外回りから駄目になってしまうということは可能性としては考えられる。(オブザーバ)
- ・ そうすると突き詰めて考えると、プラットフォームやデータセンター、アプリケーションの部分でも、あ

る程度の下の方の網で NGN で整備されていくのと同様に上位レイヤーでも整備が進められる必要があるということか。(構成員)

- ・ プラットフォームから上の部分に関してセキュリティポリシー等を統一的に扱わないと、ユーザからアプリケーションを含めたトータルでのセキュリティには若干の問題があるかもしれない。この点は今後検討課題かもしれない。ご指摘の通りだ。(オブザーバ)
- ・ 資料6-2に関して、NGNはオープンなインターフェースで、IPv6への移行に向けて関連事業者と協議するとの前向きな姿勢は評価できる。今後のNGNにはオープンなインターフェースに加えて、地理的にオープンなトポロジーが必要だ。PSTNはZC・GCという階層問題があったし、1県1POIという規制もあった。NGNは指定電気通信設備でありながら、活用業務を活かして今後作っていくネットワークであるので、階層構造やPOIの拠点をどう置くか等、今後様々な協議が必要だろう。社会的費用の観点からはNGNもなるべくフラットにし、POIの数を集約することは決して悪いことではない。一方、地方の接続事業者、ISP等に関しては、地方であるが故にフラット構造になり過ぎたり、POIの数が非常に少なくなってしまうことによって、競争上イコールアクセスが損なわれたりすること、ひいては地方ユーザの利便性が損なわれることといった危険性がある。そういったコストと地方ユーザの利便性のトレードオフの観点も含め、今後のオープンなNGNのためには、インターフェースと併せてトポロジーについても考えてもらいたい。ビジネス採算性の問題もあると思うが、基本的なところは考えていただきたい。(構成員)
- ・ その点について細かくご説明できる立場にはないが、現状、1県に1POIはあるはずで、PSTNの時代はいざ知らず、IPの時代になるとその程度が妥当だろうと私は思っている。しかし、さらに別の切り口を検討することもあるかもしれない。ただし、交換機と違ってGC接続といったような概念が存在しない。伝送路の距離の話かどうかわからないが、GC接続のメリットについては、別の場で議論したい。(オブザーバ)
- ・ 今のご指摘は、2008年3月に出たNGNの接続ルールに関する情報通信審議会での審議の中で議論された点だ。答申の中でもPOIについて、例えばISPとNGNの接続においてPOIの過度の統合はISPビジネス上大きな制約を与えてしまうため、配慮する必要があるとしている。またISPの過度なコスト負担にならないようにとの指摘もされている。その点はNTT東西も配慮しながらNGNを展開しているといっていると総務省としては認識しており、引き続き注視していく。(事務局)
- ・ 資料6-3、7ページについて、インターネットの中立性に関する記述のなかで、解決方法の一つとして、関係業界で回線設備の共同運営が出来ないのかとの指摘があるが、具体的にはどういうことか。(構成員)
- ・ 帯域制限やいわゆる「ただ乗り論」に関してISP業界の負担が大きいという話が日米ともにある。我々と一緒に何かするというのではなく、ISP業界側で何らかの対応ができないかという意味合いである。(オブザーバ)
- ・ それに関して、前回会合でも話したように上位レイヤーの業界側もコストを負担しているということに対しては何か言うつもりはない。トラヒックが増加することで、インターネット全体が大変なことになっているのは理解しているし、特定の事業者のせいだと言うつもりはまったく無い。また、特定の事業者が情報を流すと困ると言っているわけでもない。技術も含めて全体で解決していかなくてはならないと認識している。(オブザーバ)
- ・ その点は理解している。自社にお金が掛からなければ良いという問題ではなく、消費者・ISP等を含めた業界全体で考えていく必要がある。現状の日本は世界でトップレベルの環境があるのに、5年10年先にその地位が保たれているのかについては不安がある。インターネット環境を提供する側は、わずかな値上げなら大丈夫と思っても、消費者側は結構敏感に反応して、顧客離れを起こす危険性もあり、非常に心配している。(オブザーバ)
- ・ 全体的に通信料に対する収入が圧迫されているのは事実だ。その中で、何とかしのいでいるというのが現状。従量制化を通じた料金値上げ等に限らず、技術の進歩等がある中で、業界全体で解決する必要があると考えている。(オブザーバ)
- ・ この点に関しては色々な問題があるようだ。方法としては、従量制、P2P技術の更なる活用が挙げられたが、その問題が帯域制御という話になると、思想的な面で、早急な導入の是非が問題となる。本議論は、料金体系の詳細というよりは、問題点の整理であろうと認識している。(構成員)
- ・ IPv6におけるIPv4との共存、相互接続性に関して質問したい。資料6-6でも指摘しているように、イ

ンターオペラビリティ問題に関してどのような対策をとっていくのか。先日終了した「インターネットの円滑な IPv6 移行に関する調査研究会」では、アクションプランが出された。構成員等からの話を聞くと、中小 ISP はコスト問題、技術問題ともに対応が難しいようだ。先日 ICANN でも同様のワークショップを総務省と一緒に行ったが、技術的知識、情報、経営的必然性の認識が非常に遅れている。リーダーがきちんと手本を示す必要がある。その点について、日本は進んでいるため問題が無いように海外から見られているようだが、現実としては、上部レイヤー、アプリケーションレベルでの対応や、問題点の整理、解決策の検討を積極的に打ち出すことが必要であると思う。(構成員)

- ・ 貴重なご指摘に感謝する。(オブザーバ)
- ・ 是非お願いしたい。会社や組織がしっかり対応することを明言しないとユーザとしては、どうなっているのかということになる。IPv6 の接続問題も大事だが、IPv4 と IPv6 の間でアプリケーションが本当に動くのか、明らかにしていって欲しい。(構成員)
- ・ 弊社では「遅れずに付いていく」というのがぎりぎりのところであって、リードするところまで来ていないというのが正直なところだ。我々のサービスは利用者志向のサービスであるから、そこにしわ寄せが来るようなことは出来ないし、そのような状態にはならない。ご指摘の通り、立ち上がりが遅いというのは確かだが、鋭意準備中である。(オブザーバ)
- ・ IPv6 化の問題は様々なプレイヤーの足並みが揃わないとできないと認識している。しかしながら、他の人がやらないから自社もやらなくて良いというものでもない。差し当たっては IPv4 アドレス枯渇に対して、我々は ISP 事業者にアクセスサービスを提供するという立場で頑張ってみようとして申し上げている。全体の歩調を合わせて、国全体で IPv6 化に進んでいくことが重要だと考えている。(オブザーバ)
- ・ IGF、インターネット・ガバナンスの積極的取り組みは非常に心強い。国際化ドメインネームで「.日本」がいずれ可能になるが、誰がどういう形で運用するのか、独占にならざるを得ないものであり、総務省を含め、オープンに議論して欲しい。ユーザ、様々な事業者の声が反映される形、現行体制の自動延長ではない形でお願いしたい。別のレベルでも同様に、新しい TLD、「.com」「.net」というレベルをまとめてたくさん導入しようという動きが ICANN にある。この議論には日本からの参加が非常に少ない。本懇談会の範疇ではないかもしれないが、非常に大きな影響がある問題だけに取り組みを強化する必要がある。日本ではこの問題を議論する場すらないが、ICANN では営利ユーザ、非営利ユーザと一緒に議論している。国際的な動きにシンクロした取り組みをもっと強化してもらいたい。(構成員)
- ・ 新しいドメインの導入が来年ぐらいということで、今後オープンな形で議論していきたいと考えている。(事務局)

6 次回予定

- ・ 次回会合は9月末から10月初旬に開催予定。論点整理を行うが、詳細については追って事務局より連絡。